

『60歳以後の年金額調整のしくみ—令和2年度版—』  
追 補

● 6 頁

賃金の減少を補う雇用保険の「高年齢雇用継続給付」

～ただし、賃金月額が支給限度額（365,114円\*）以上の人は受けられません。

\*令和3年7月までの金額です（毎年8月に見直されます）。

● 7 頁

賃金日額に応じた率

賃金日額 給付率	<u>2,574円</u> 以上 <u>5,030円</u> 未満	<u>5,030円</u> 以上 <u>11,140円</u> 以下	<u>11,140円</u> 超 <u>12,390円</u> 以下	<u>12,390円</u> 超
60歳未満	80%	80～50%		50%
60歳以上 65歳未満		80～45%	45%	